

様 式

(注意事項) 平成 30 年 4 月より高圧ガス関係の申請は政令指定都市への移譲に伴い、静岡県では事業所所在地が静岡市又は浜松市の方は、申請書提出宛名は夫々静岡市長又は浜松市消防長となり、その他の地区の方は従来とおり静岡県知事となりますので、記載をお願いします。又、提出先は夫々静岡市消防局消防部予防課保安係、浜松市消防局予防課保安グループ、静岡県危機管理部消防保安課となります。

* 以下の様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式目次

高圧ガス販売事業届書	様式-1
委任状	様式-2
高圧ガス販売計画書	様式-3-1
〃 帳簿・保安教育・保安記録	様式-3-2
〃 販売店案内図	様式-3-3
〃 容器置場略図	様式-3-4
〃 一般則第 40 条に該当する事項	様式-3-5
〃 一般則第 18 条に該当する事項	様式-3-6
〃 一般則第 50 条に該当する事項	様式-3-7
〃 緊急時の対応・緊急時対応記載例	様式-3-8
高圧ガス販売主任者届書	様式-4-1
経歴書	様式-4-2
販売に係る高圧ガスの種類変更届書	様式-5
販売変更届書	様式-6
法人の名称等変更届	様式-7
高圧ガス販売事業承継届書	様式-8
高圧ガス販売事業廃止届書	様式-9
事故届書	様式-10
一般高圧ガス引渡し先保安台帳	様式-11
周知文書授受台帳	様式-12
高圧ガス容器授受台帳	様式-13

様式第 21(第 37 条関係)

高圧ガス販売事業届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	
名称(販売所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		
販売所所在地	〒		
販売する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名

電話番号

備考 ×印の欄は記載しないこと

委任状

を代理人に定め、下記の権限を委任します。

記

における高圧ガス保安法に基づく申請手続きに関する一切の件

年 月 日

代表者 氏名

印

備考： 法人が「高圧ガス保安法」に基づく許可申請又は届出を行う場合は、当該法人を代表する役員の名をもって申請等をする事になっているが、止むを得ず代表者以外の代理人（例えば、支店長）名をもって申請等を行う時は必ず上記様式にて代表者の委任状を添付して下さい。（複写でも可）

高圧ガス販売計画書

1. 販売の目的

販売の目的	溶接 溶断 化学工業用 冷媒 消火設備用 食品用 医療用 その他()
主要販売先	
販売地域	

1. 販売の方法

販売の形態	容器による販売・・・小売 卸売 冷媒補充 その他()
	容器を取扱わない販売・・・伝票販売 ローリー 導管 その他()

3. 販売するガスの種類

高圧ガスの区分	高圧ガスの種類(ガス名)
1)特殊高圧ガス	
2)可燃性・毒性ガス	
3)可燃性ガス	
4)毒性ガス	
5)酸素	
6)特定不活性ガス	
7)その他ガス	

4. 販売の技術上の基準に対する事項

(一般高圧ガス保安規則第40条)

一般高圧ガス保安規則第40条に規定する技術上の基準を遵守します。
基準に対応する事項:別紙の通り

5. 帳簿

保安台帳の様式 (高圧ガス引渡し先)	別紙の通り(様式-11)
周知文書授受台帳	別紙の通り(様式-12) (ただし、一般則第 39 条第 1 項に定める高圧ガスに限る。)
高圧ガス容器授受簿	別紙の通り(様式-13)

6. 保安教育及び保安指導の実施方法

従業員に対する 保安教育の方法	
販売先に対する 保安指導の実施方法	

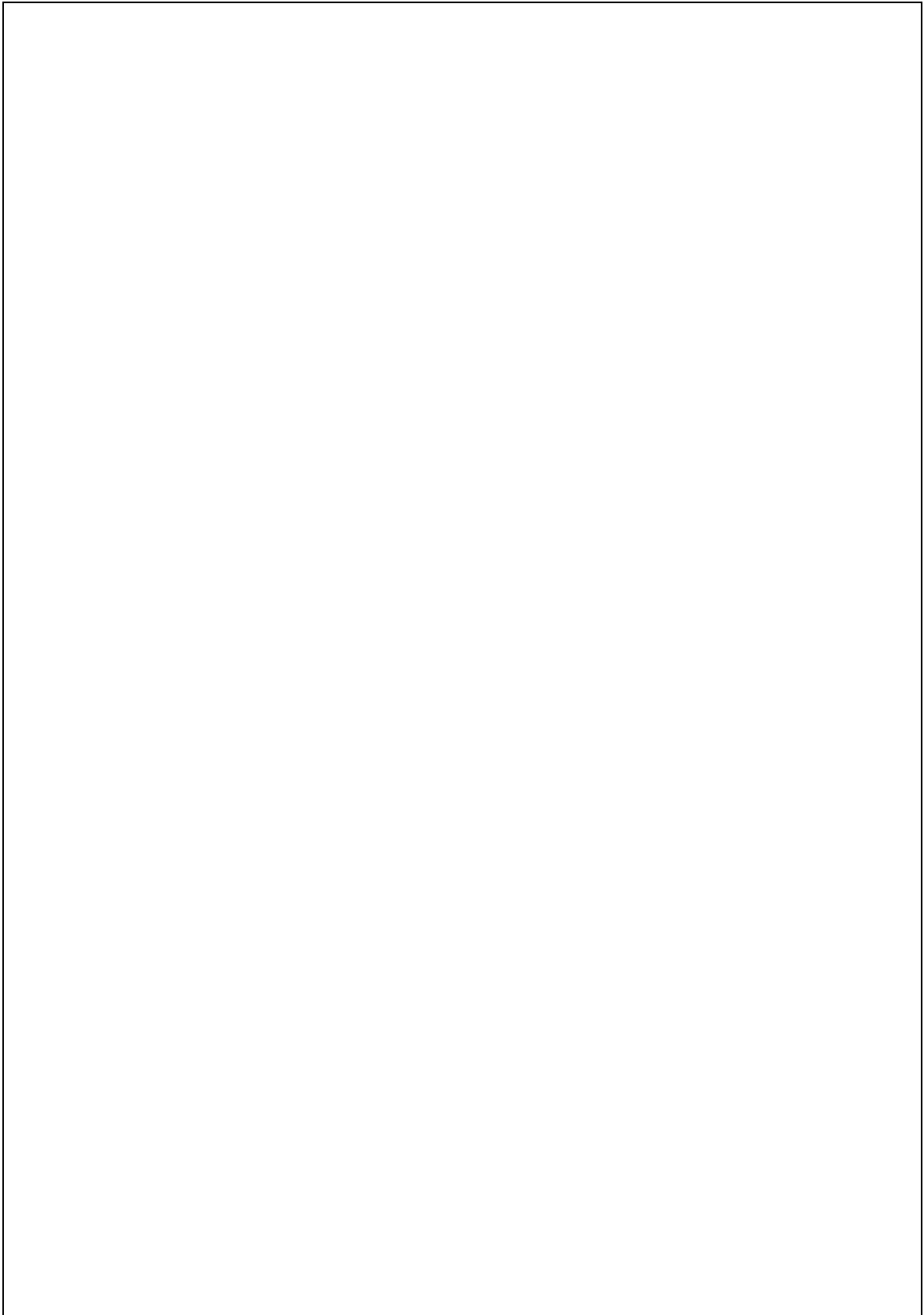
7. 緊急時の対応

別紙の通り(様式-3-8)

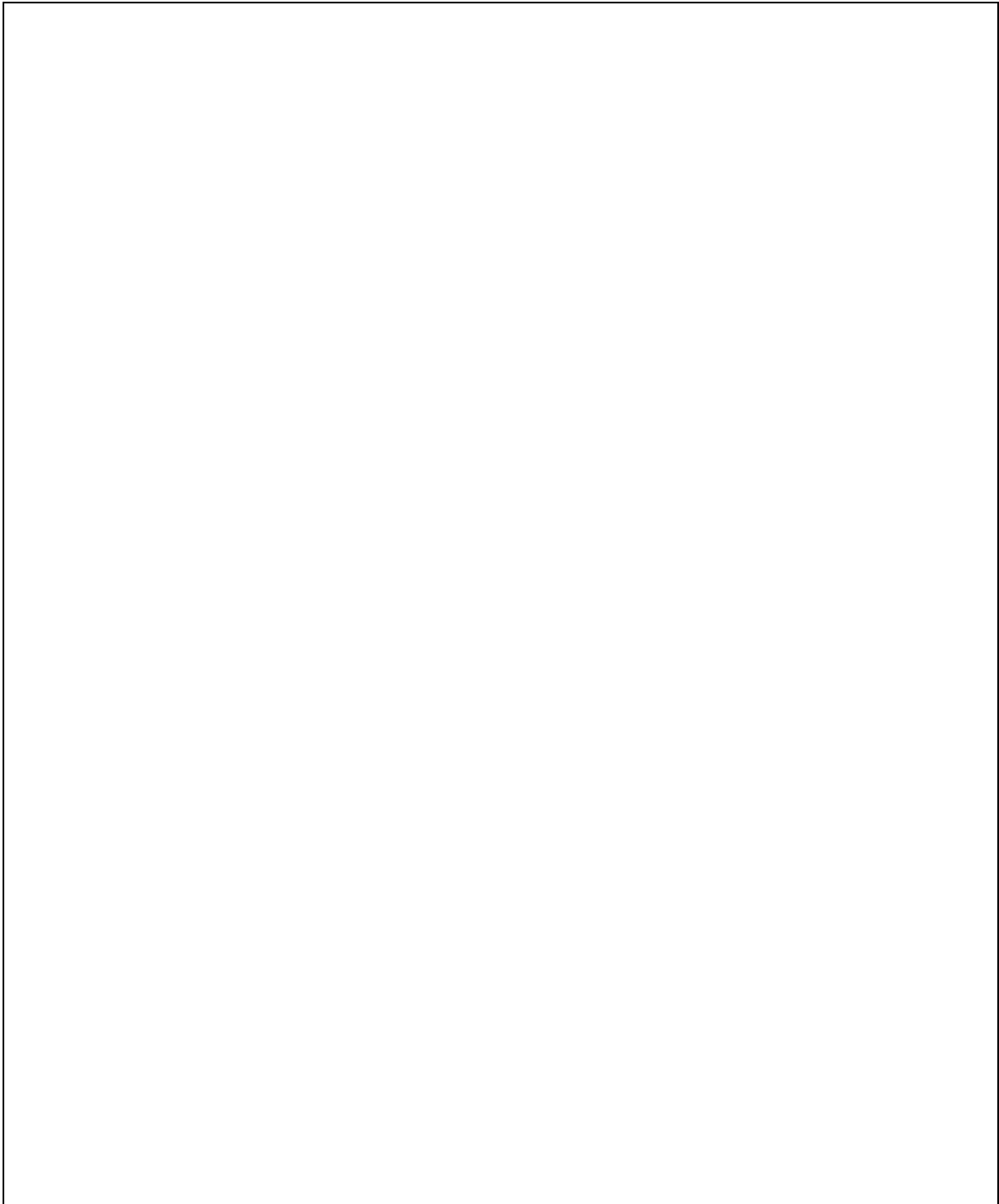
8. 販売主任者(販売責任者)

	氏名	免状の種類・番号
販売主任者		
販売責任者		

9. 販売店の案内図



10. 販売店の平面図(容器置場を有する場合)



11. 最大貯蔵量(容器置場を有する場合)

圧縮ガス _____ m³ 液化ガス _____ kg

合計貯蔵量 _____

一般高圧ガス保安規則第 40 条に該当する事項

(販売の方法に係る技術上の基準)

一般則第 40 条 (法第 20 条の 6 第 1 項の販売の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。)

項 目	内 容	該 当	非該当
第 1 号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。		
第 2 号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食割れ、すじ、しわ等なく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもってする。		
第 3 号	圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、法第 48 条第 1 項第 5 号の期間を 6 ヶ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものををもってする。		
第 4 号	<p>圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に当該ガスを販売するときは、当該販売にかかるガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にする。</p> <p>イ 充填容器等(内容積が 20 ℓ以上のもに限る。以下この号において同じ。)には、当該容器を置く位置から 2m 以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。ただし屋外に置くことが著しく困難な場合において、充填容器等及びこれら付属品から漏えいしたガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいしたガスが火気に触れないような措置を講じたときは屋内に置く。</p> <p>ロ 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講じる。</p> <p>ハ 充填容器等は、常に 40℃以下に保つ。</p> <p>ニ 充填容器等(内容積が 5 ℓ以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じる。</p> <p>ホ 充填容器等と閉止弁との間には、次に定める規格に適合する調整器を設ける。</p> <p>(イ) 調整期の高圧側の耐圧性能及び機密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示された耐圧試験において加える圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の 5 分の 3 以上の圧力で行う気密試験に合格するものである。</p> <p>(ロ) 調整器の調整圧力は、2.3KPa 以上 3.3KPa 以下であり、かつ、閉そく圧力は、4.2KPa 以下である。</p>		

項目	内 容	該 当	非該当
第 4 号	<p>ハ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあつては当該充填容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては 0.8MPa 以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用する。</p>		
	<p>ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホ-スバンドで締め付ける。</p>		
	<p>チ 調整器と閉止弁との間の配管には、当該配管の設備の工事を終了した後 4.2KPa 以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものである。</p>		
第 5 号	<p>圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に当該ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための設備を備える。</p>		

一般高圧ガス保安規則第 18 条に該当する事項

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

法第 15 条第 1 項の貯蔵の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一般則第 18 条第 1 項第 2 号

項目	内 容	該 当	非該当
イ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所で行う。		
ロ	第 6 条第 2 項第 8 号の基準に適合する。ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合には、同号ロ及びニの基準に適合することを要しない。		
ハ	シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等については 1 日に 1 回以上当該ガスの漏えいのないことを確認する。		
ニ	シアン化水素の貯蔵は、容器に充填した後 60 日を超えないものをする。ただし、純度90%以上で、かつ、着色していないものについては、この限りではない。		
ホ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしない。ただし、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所で貯蔵するときは、この限りではない。		
ヘ	一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から 15 年を経過したものを当該ガスの貯蔵に使用しない。		
ト	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月の前月から起算して 15 年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しない。		

一般高圧ガス保安規則第 6 条 2 項第 8 号に該当する事項

(容器置場及び充填容器等は、次の基準に適合すること。)

一般則第 6 条第 2 項第 8 号

項目	内 容	該 当	非該当
	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合する。		
イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置く。		
ロ	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置く。		
ハ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かない。		
ニ	容器置場の周囲 2m 以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かない。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を遮る措置を講じた場合は、この限りでない。		

ホ	充填容器等(圧縮水素運送自動車用容器を除く。)は、常に 40℃以下に保つ。		
ハ	圧縮水素運送自動車用容器は、常に65℃以下に保つ。		
ト	充填容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない。		
チ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない。		

一般高圧ガス保安規則第 50 条の基準に対応する事項

(車両に固定した容器以外による移動に係る技術上の基準)

法第 23 条第 2 項の移動の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一般則第 50 条

項目	内 容	該 当	非該当
1 号	充填容器等を車両に積載して移動するとき(容器の内容積が 25 ℓ以下である充填容器等(毒性ガスに係るものを除く。)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 ℓ以下である場合を除く。)は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げる。		
2 号	充填容器は、その温度を常に 40℃以下に保つ。		
3 号	一般複合容器等であって当該容器の刻印等により示された年月から 15 年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しない。		
4 号	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であって当該容器を製造した月の前月から起算して15年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しない。		
5 号	充填容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等により衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない。		
6 号	次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しない。 イ 充填容器等と消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 ロ 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等		
7 号	可燃性ガスの充填容器等と酸素の充填容器等を同一の車両に積載して移動するときは、これらの充填容器等のバルブが相互に向き合わないようにする。		
8 号	毒性ガスの充填容器等には、木枠又はパッキンを施す。		
9 号	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のため応急措置に必要な資材及び工具等を携行する。ただし、容器の内容積が 25 ℓ以下である充填容器等をのみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 ℓ以下である場合にあっては、この限りでない。		
10 号	毒性ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のため応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行する。		

11号	アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏えいたときの除害の措置を講ずる。		
12号	充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み下ろしを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れない。ただし、容器の内容積が 25 ℓ以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 ℓ以下である場合にあっては、この限りでない。		
13号	第 49 条第 1 項第 18 号に掲げる高圧ガスを移動するときは、同項第 18 号～第 21 号までの基準を準用する。		
14号	第 49 条第 1 項第 22 号に規定する高圧ガスを移動するときは、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が 25 ℓ以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが添付されているものに限る）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 ℓ以下である場合にあっては、この限りでない。		

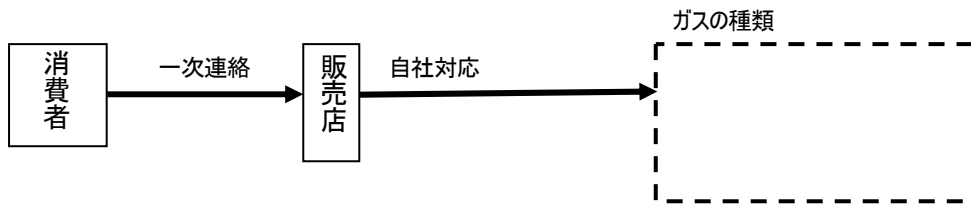
(参考)

第 49 条第 1 項第 18 号に掲げる高圧ガス

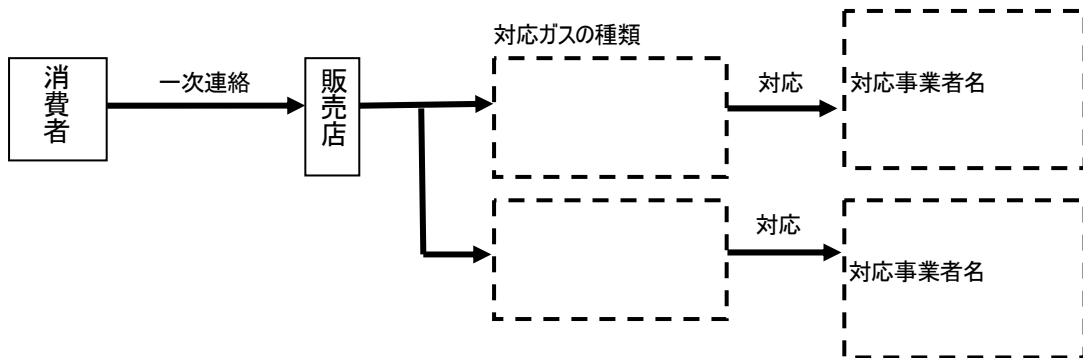
圧縮ガス	可燃性ガス・酸素	容積300m ³ 以上
	毒性ガス	容積100m ³ 以上
液化ガス	可燃性ガス・酸素	質量3,000kg以上
	毒性ガス	質量1,000kg以上
	圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素	—
特殊高圧ガス	—	—

緊急対応記載

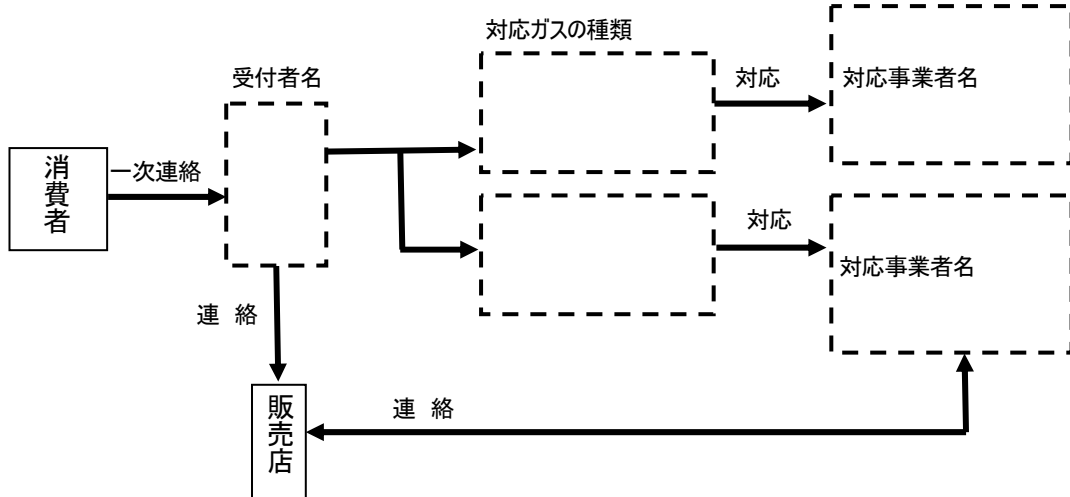
(1)



(2)



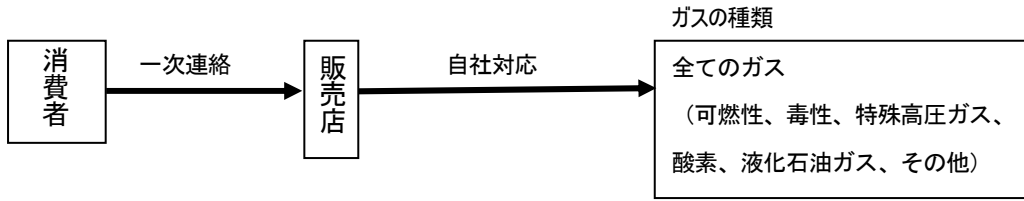
(3)



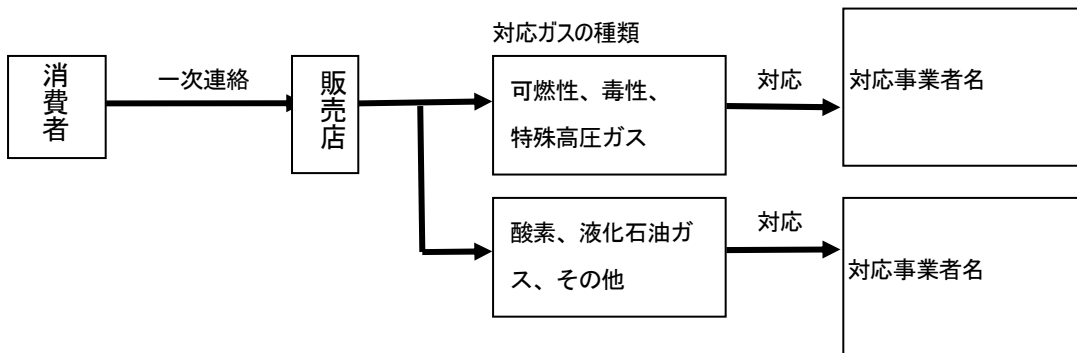
* 該当する項に○を付け、必要事項を記載のこと。

緊急対応記載例

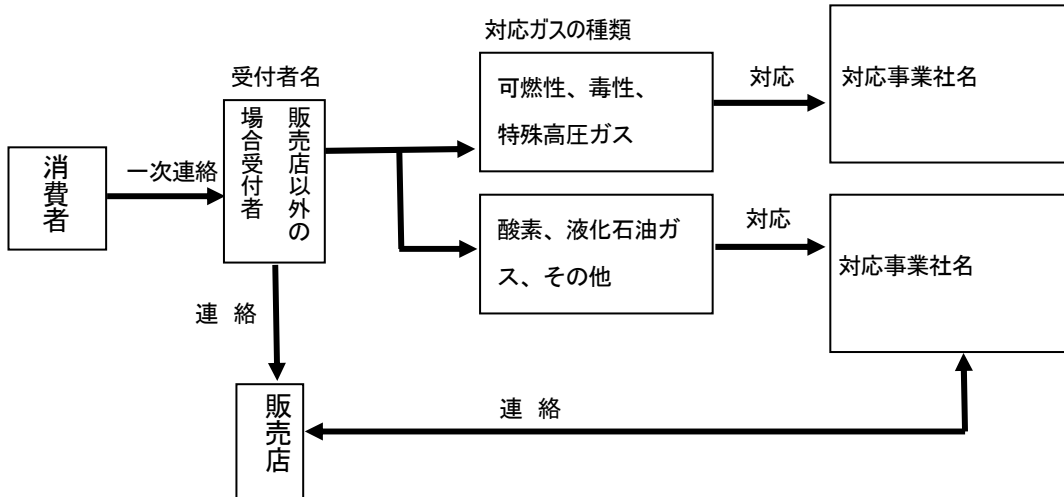
例 1



例 2



例 3



- ・ 対応事業者が販売店でない場合は、対応を行う事業者名を記載の事。又、ガス名により異なる場合及び複数の場合は、全て記載の事。
- ・ 消費者よりの一次連絡先が、販売店でない場合は、受付を行う事業者名を記載の事。又、複数の場合は全て記載の事

様式第 35(第 74 条関係)

高 圧 ガ ス 販 売 主 任 者 届 書	一 般	選 任	×整理番号	
		解 任	×受理年月日	年 月 日
名 称 (販 売 所 の 名 称 を 含 む)				
事 務 所 (本 社)所 在 地		〒		
販 売 所 所 在 地		〒		
選 任	製 造 保 安 責 任 者 免 状 又 は 販 売 主 任 者 免 状 の 種 類			
	販 売 主 任 者 の 氏 名			
解 任	製 造 保 安 責 任 者 免 状 又 は 販 売 主 任 者 免 状 の 種 類			
	販 売 主 任 者 の 氏 名			
選 任	年 月 日	年 月 日		
解 任				
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名

電話番号

備考 ×印の項は記載しないこと。

経 歴 書

I 免 状

(免状の写しを添付の事)

II 経歴書

住 所

氏 名

年 月 日生

職歴(高圧ガスの販売に従事した経歴)

従 事 期 間	取 り 扱 っ た ガ ス 名

III 上記の通り相違ありません。

年 月 日

事業所長氏名

印

様式第 22(第 41 条関係)

販売に係る高圧ガスの種類 変更届書	一 般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(販売所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		
販売所所在地	〒		
高圧ガスの種類の変更の内容			

年 月 日

代表者氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名

電話番号

備考 ×印の項は記載しないこと。

(県内統一書式)

販 売 変 更 届 書	一 般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名 称 (販 売 所 の 名 称 を 含 む)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒		
販 売 所 所 在 地	〒		
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名

電話番号

備考 ×印の項は記載しないこと。

(県内統一書式)

法人の名称変更 事務所(本社)所在地変更届 事業所所在地変更届	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		
事業所所在地	〒		
届 出 年 月 日			
届 出 番 号			
法人の名称変更 (事業所の名称)	新		
	旧		
事務所(本社)所在地	新		
	旧		
事業所所在地	新		
	旧		

年 月 日

代表者氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名 _____

電話番号 _____

備考 ×印の項は記載しないこと。

様式第 21 の 2 (第 37 条の 2 関係)

高圧ガス販売事業承継届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
承継された販売業者の名称 (事業所の名称を含む)			
承継された事業所所在地	〒		
承継後の名称 (事業所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		

年 月 日

代表者氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名

電話番号

備考 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス販売事業者相続同意証明書

年 月 日

静岡県知事 殿

証明者

氏 名

印

住 所 〒

次のとおり高圧ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 販売事業届書の受理年月日、受理番号
- 3 高圧ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

様式第 26(第 44 条関係)

高圧ガス販売事業廃止届書	一 般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(販売所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		
販売所所在地	〒		
販売事業廃止年月日			
販売事業廃止の理由			

年 月 日

代表者氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名 _____
 電話番号 _____

備考 ×印の項は記載しないこと。

様式第 58(第 98 条関係)

事 故 届 書	一 般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事 業 所 の 名 称 又 は 販 売 所 の 名 称 を 含 む)			
住所又は事務所(本社)所在地	〒		
事 業 所 所 在 地	〒		
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙の通り		

年 月 日

代表者氏名

静岡県知事 殿

連絡担当者氏名 _____

電話番号 _____

備考 ×印の項は記載しないこと。

一般高圧ガス引渡先保安台帳

No. _____

保安責任者

引渡先	名 称						
	所 在 地						
	消費、引渡先				電話番号		
直接の消費者	取扱責任者						
	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等					
		単瓶	配 管				その他の消費方法 又は消費の目的
	単瓶の集合		結 束 瓶	移動式液瓶	固定式液槽		
適 要							
販 売 業 者	販売届出	年 月 日		第 号			
	ガスの区分	毒 性	毒性可燃性	可燃性	酸 素	その他	
	引渡すガスの種類						
	販売先責任者						
	容器置場	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		完成検査	年 月 日				

